

○南空知公衆衛生組合の休日を定める条例

〔平成5年3月5日〕  
〔条 例 第 2 号〕

（組合の休日）

**第1条** 次の各号に掲げる日は、組合の休日とし、組合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月31日から翌年の1月5日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、組合の休日に組合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。